



一般社団法人日本サンボ連盟 大会開催運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本サンボ連盟（以下「本連盟」という。）が主催するサンボ大会の開催および運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 大会の開催

(主催大会)

第2条 本連盟が主催する年次大会は、次のとおりとする。

- (1) 全日本サンボ選手権大会
- (2) 全日本団体サンボ選手権大会
- (3) 東日本サンボ選手権大会
- (4) その他本連盟が主催する必要があると認めた大会

(大会主管)

第3条 本連盟は、第2条各号の大会を開催する場合には、大会実行委員会に大会の主管を依頼する。

- 2 前項により大会開催の依頼を受けた大会実行委員会は、次の書類を本連盟に提出する。
 - (1) 大会要項案
 - (2) 大会運営企画書案（役員、審判員、会場、宿泊計画等が記載されたもの）
 - (3) 予算書案
- 3 本条により大会を主管した大会実行委員会、大会終了後すみやかに次の書類を本連盟に提出し、大会の結果を報告する。
 - (1) 大会競技記録
 - (2) 決算書

(大会要項)

第4条 本連盟が主催する大会の要項には次の事項を記載する。

- (1) 大会の名称
- (2) 主催団体名
- (3) 主管団体名
- (4) 後援・協賛団体があるときは後援・協賛団体名
- (5) 開催日時
- (6) 開催地・会場名
- (7) 競技種目
- (8) 競技方法

- (9) ルール
- (10) 参加資格
- (11) 表彰
- (12) 申込方法
- (13) 申込締切期日
- (14) 参加料および払い込み方法

(大会役員)

第5条 本連盟主催の大会の開催にあたっては、表に定める役員を置くことができる。役員には、表に定める者またはこれに準ずる者が就任する。

①大会会長	本連盟会長
②大会副会長	本連盟副会長
③顧問	本連盟名誉顧問・顧問
④大会実行委員長	本連盟役員
⑤大会事務局長	本連盟事務局長
⑥大会競技委員長	本連盟強化委員長
⑦大会審判委員長	本連盟審判委員長
⑧大会審判員	本連盟公認審判員
⑨大会役員	本連盟役員

- 2 大会実行委員長は、本連盟理事会が指名する。
- 3 次の各号の大会の開催、運営等に関する事項は、その都度本連盟と当該団体が協議のうえ決定する。
 - (1) 本連盟と他団体等との共同主催大会
 - (2) 本連盟が後援する大会
 - (3) その他の大会

(大会役員役割)

第6条 本連盟主催大会時、各役員はそれぞれの役割を行う。

- (1) 大会会長は、大会を総括し、代表する。
- (2) 大会副会長は、大会会長を補佐する。
- (3) 大会顧問は、求めに応じて大会役員に助言を行う。
- (4) 大会実行委員長は、大会の運営を統轄するとともに、運営実務の最終的な決定をする。
- (5) 大会事務局長は、大会に関わる事務を行う。
- (6) 大会競技委員長は、大会の競技運営のうち、審判に係る事項以外の業務を掌握する。
- (7) 審判委員長は、大会の競技運営のうち、審判に係る業務を掌握する。
- (8) 大会審判員は、大会審判委員長を補佐し、審判業務を行う
- (9) 大会委員は、大会運営業務を分担し、執行する。

(大会審判員)

第7条 大会の審判員は、本連盟公認審判員の資格を有していなければならない。

- 2 大会の審判員は、大会の出場競技者・セコンド以外の者で、大会審判委員長が指名した者があたる。

(競技方法・ルール)

第9条 競技方法・ルールは原則、現行の国際サンボ連盟のものとする。ただし、大会審判委員長からの申請、大会実行委員長の承認のもと、大会ごとの独自の競技方法・ルールを採用することができることとする。

- 2 独自の競技方法・ルール採用時は、大会要項にて事前告知するものとする。

(不測の事態発生時の対応)

第10条 大会中、不測の事態が発生した場合は、大会会長、大会副会長、大会実行委員長が協議のうえ判断を下すものとする。

第3章 規定の改廃

(改廃条件)

第11条 本規定の改廃は、本連盟理事会での承認を必要とする。

附則

この規定は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。